

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度さっぽろ子育てサポートセンター事業運営業務
発 注 課	子) 子育て支援推進担当課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当該事業は、国が規定する13の地域子ども・子育て支援事業のうち子育て援助活動支援事業に該当する事業である。安定した事業を提供するためには、提供会員、アドバイザー、サブ・リーダー、エリア・リーダーの人材確保が必要であるほか、0歳から小学校6年生までの子どもを育てているすべての家庭が当該事業の利用対象となることから、国や本市の実施要綱・基準を満たし、本市の会員規模でも安定した運営ができる事業者との契約が必要不可欠である。 この条件を全て満たす事業者としては、各区に支部や団体を持ち、現在の会員規模にも対応が可能である大規模な会員組織を有し、事業開始当時から当該事業を実施している社会福祉法人札幌市社会福祉協議会のみである。 当該事業者は本事業をはじめとした各種社会福祉事業を広く行っていることを踏まえると、本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有していることから、同事業者を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的と判断する。 なお、当該事業者は、平成13年度から令和5年度まで大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年2月13日